



まつうら よしかず
松浦良一 議員

平成29年度の施政方針について

問 ① 地方創生「元気な三原」瀨戸内元気都市」の具体的な取り組みは。

② 本郷地区産業団地の年度毎の事業計画は。

③ 新斎場建設の推進状況と国有地保安林解除の見通しについて。

答 ① 人口減少など厳しい状況においても総合戦略の着実な実行により本市の地方創生を実現し、「みはら元気創造プラン」が将来像として描く、「行きたい、住みたい、つながりたい、世界へはばたく瀨戸内元気都市みはら」の実現に向け取り組む。

② 本郷産業団地は、企業誘致の新たな受け皿となる用地確保を平成27年12月に事業着手し、県と本市の共同事業とし、整備期間は、32年12月までの5年間を計画実施する。

③ 保安林解除申請書はすでに提出しており、解除

とともに、通学路に指定されていることから、児童を含めた歩行者の安全確保を図る必要があり、早期に道路整備が必要である。

時期については、権限が国にあることから、具体的には未定だが、近いうちに解除されるものと考えている。また、周辺地域住民には、新斎場建設について理解いただけるよう引き続き説明会の開催をお願いしていく。

市道本町45号線の道路整備について

問 なぜ着手できないのか。

当面の交通障害の早期対策はできないのか。

答 市道本町45号線は、昭和48年に都市計画道路本町西線として将来的に幅員16mに拡張をするよう都市計画決定されている。この路線は、延長約290mで、道路幅員が平均的に6m程度、両側に電柱、街灯など合わせて37基が設置され、通行車両の支障となっている



市道本町45号線

き、再度質問を受け、検討をしている。本路線は、近年の三原バイパスをはじめとした市街地の幹線道路網の整備が進み、その役割は変化している。そのため、整備の方向性は時間を要する都市計画変更について、早急に検討する必要がある。早いうちに関係機関及び地元商店街などと協議する。

常任委員会報告

総務財務委員会

2月定例会付託議案審査

議第47号「三原市個人情報保護条例等の一部改正について」

【要旨】個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本市条例に所要の整備を行うもの。

【主な質疑の内容】

問 条例改正の趣旨は。

答 これまでは、いわゆる番号法に規定された法定事務に限り、認められていた情報連携が、法律の改正に伴い、三原市が条例に制定している、独自利用事務の一部に関しても可能となるため、これに伴い必要となる条例の改正を行うものである。

これにより、転入され

た市民が、乳幼児等医療費支給、ひとり親家庭等医療費支給、及び、重度心身障害者医療費支給を申請する際に、従前は窓口で求められていた、所得の状況を証明する書類等の提出が不要となることから、市民の利便性の向上につながるものと考えている。

なお、今後、この独自利用事務の情報連携については、国が示す対象事務のうち、可能なものについて検討し、対象事務の範囲を拡大させていきたいと考えている。

議第50号「三原市新庁舎建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について」

【要旨】新庁舎建設工事（建築主体工事）請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるもの。

問 最低価格で入札した

事業者が、2者であったことに伴う、落札者決定の経緯は。

答 入札及び開札の手続きは、広島県の電子入札システムを利用して行っているが、その電子入札システムの「電子くじ」によって落札者を決定した。

議第52号「三原市新庁舎建設工事（空調換気設備工事）請負契約の締結について」

【要旨】新庁舎建設工事（空調換気設備工事）請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるもの。

【主な質疑の内容】

問 低入札価格調査委員会による調査の経緯は。

答 開札において、低価格入札と判断した時点で開札の手続きを途中で止め、委員会が、調査を実施した。

最低価格で入札した事業者に対して、適正な履

厚生文教委員会

経済建設委員会

2月定例会付託議案審査

議第55号「三原市大和診療所運営基金条例制定について」

行が可能かどうかの聞き取りを行ったほか、事業者の手持ち工事の状況や、所有している資機材の状況等を詳しく調査し、その結果、履行の安全性が確認されたため、落札者として決定したものである。

【採決】

採決の結果、議第47号については、起立採決の結果、賛成多数をもって、また残余の7件については、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

【主な質疑の内容】

問 今後の基金の運用については。

答 今年度は平成27年度決算の剰余金を積み立て、以降は各年度決算剰余金の半分を目処として積み立ていく予定である。

問 今後の医療機器の更新については。

答 主な医療機器の耐用年数は10年程度であり、それを踏まえた10年間の更新計画をたてている。この更新計画をもって積み立ていく基金により、高額な医療機器の購入に備えていく。

【採決】

採決の結果、議第55号について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

2月定例会付託議案審査

議第56号「三原市道の駅施設整備基金条例制定について」

【要旨】「道の駅みはら神明の里」の施設整備を目的とした、新たな基金を設けるため、条例を制定するもの。

【主な質疑の内容】

問 指定管理者の「道の駅みはら」

は民間事業者であり、内部留保も考えられるのではないかと。

答 今回の寄附行為については、指定管理者が向こう3年間の内部留保はできているという自主的な判断のもと、それを上回る、いわゆる剰余金にあたる部分から、将来的な設備投資や、修繕等に充てる財源として活用してもらいたくものである。



道の駅みはら神明の里

問 当指定管理者とは昨年12月に指定管理契約を来年度から3年間継続することが決定している。このような中で、寄附行為は市民に疑念を持たれるのではないかと。

答 あくまでも指定管理者からの善意によるもので、これまでの道の駅設立の経緯や経営状況、指定管理者の気持ちなどを総合的に勘案して、受けることにした。今回の寄

附行為を契機として、疑念を持たれないためにも、拠出根拠が明確になるようなルール作りが必要であると認識している。

議第57号「三原市営住宅設置、整備及び管理条例の一部改正について」

【要旨】久井町及び大和町の特賃住宅の入居要件を変更し単身入居を可能とするため、及び市営住宅の管理業務について指定管理者の導入を可能とするため、条例の一部を改正するもの。

【主な質疑の内容】

問 市営住宅の管理業務について指定管理者を導入した場合、家賃滞納への対応はどのように変わるのか。

答 指定管理者が行う特定業務と市に残る業務があり、悪質滞納者への対応は、市に残る業務として従前と変わらない対応となる。

【採決】

採決の結果、議第57号ほか9件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

平成29年6月定例会開催予定 (平成29年5月1日現在)

月	日	曜	開会予定時刻	会 議
6	5	月	10時～	本会議 開会
	8	木		本会議 一般質問
	9	金		本会議 一般質問
	12	月		常任委員会 (総務財務委員会)

月	日	曜	開会予定時刻	会 議
6	13	火	10時～	常任委員会 (厚生文教委員会)
	14	水		常任委員会 (経済建設委員会)
	15	木		補正予算特別委員会
	19	月	14時～	本会議 閉会